

理事会 03/4.9

合同ビル4階会議室において森本理事長を始め、山本正・嶋田幸夫各副理事長・朝井武和・櫻井正博紀平昌伸・小笠原まき子・林克也西村誠・各理事・森寺青年部長と、川中(事務局)の出席のもとで、理事会が開催された。



屋外広告条例改正後の説明風景

共同購入事業の議案については、担当の西村文雄理事が欠席ではあったが、活発な議論が出された。当初の事業計画は特定品目を決めて定期的に購入する計画であったが、期待に反して成果があがらなかった。その後も、色々と工夫をして頂いたが、事業には程遠い実態であった。

今回の理事会では、通常購入を、共同購入扱いとして資材業者と交渉して、双方の利害が一致するのであれば、前向きに取組んでほしいという考え方である。既に事業所によっては、賛助会員と云うこともあって個々の取引が発生しているところがあり、手数料云々も囁かれているのは事実である。何れにしても事業化の推進は空論では意味がない。

要は、本気になって取組む可否である。理事の皆さんが率先して、本気になって取組めば、全ては成就するものと確信している。不安定な経済不況のときこそ協同組合の本領を発揮するべきである。スケールメリットは組合活動のもっとも基本とするところではないでしょうか。

屋外広告物の共通標準

” 三重県都整備部・屋外広告物関係法令から ”

第1 許可の共通基準

1道路を占有して設ける広告物は、道路法 昭和27年法律第180号の規定による道路の占有許可及び道路交通法 昭和35年法律第105号の規定による道路の使用許可を受けていること。

また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠ぺいし、又は、眩惑させること等により道路交通に影響を与えるものではないこと。

2容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨地震等の衝動によって容易に破損、落下飛散等のおそれがないこと。

3屋外広告物(自家用広告物を除く)については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

備考「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件をいう。

第2 禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種 類	個 別 基 準
1壁面広告	1同一壁面面積 窓その他の開口部を含む)の4分の1以下であること。 2壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3窓その他開口部を覆わないものであること。
2突出広告(外壁等から突出しているもの)	1.面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
3屋上広告	1広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの3分の1以下であって、かつ、7メートル以下であること。 2地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3木造建築物に掲げるものでないこと。
4広告板	1表示面積は、1面につき15平方メートル以下であること。 2高さは5メートル以下であること。
5広告塔	1表示面積は、合計40平方メートル以下であること。 2高さは、5メートル以下であること。
6サイン・ポール(支柱が1体で釣り下げるもの)	1表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。 2高さは、5メートル以下であること。
7気球広告	1掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2掲揚高度は、地上から20メートル以上でかつ、係留点から45メートル以下であること。 3広告面にネットを用いてあること。 4気球に補助網があること。